

木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月

木更津市企画部シティプロモーション課

木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

本市では、国から木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地域再生計画の認定を受け、地方創生の加速化や新たな財源の確保等に向けて、幅広い分野の事業を対象とし、企業版ふるさと納税による寄附の獲得を目指している。

寄附獲得に向けた取組における課題として、寄附見込企業の新規開拓が挙げられ、本市職員のみでは、多くの民間企業へのアプローチが困難であり、そのため企業版ふるさと納税への寄附額の増加に繋がっていないが現状である。

本業務は、支援事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、寄附を行う見込みのある民間企業に対し、効果的なPR活動を行っていただくことで、より多くの企業版ふるさと納税による寄附を獲得することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに従うこと
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 予算上限額 2,772,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す額である。

※委託料が予算額を超えることが見込まれる場合は、可能な範囲において、補正予算措置等必要な対応を講じるものとする。

3 契約の方法及び公募型プロポーザル方式を採用した理由

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。本業務は、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、寄附を行う見込みのある民間企業に対し、効果的なPR活動を行っていただくことで、より多くの企業版ふるさと納税による寄附を獲得することを目的としており、指名競争入札や一般競争入札のような価格競争だけでは事業者の優劣を判断できない。また、企業版ふるさと納税マッチング支援業務を他の地方公共団体から受注した実績を有する者や業務遂行の可能な者が複数存在することが確認できており、広く提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザルを行い、受託候補者を特定する。

なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書の内容について、本市関係者で構成する「木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)で審査し、随意契約の受託候補者を決定する。

4 参加の条件

- (1) 単体企業として参加する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定により木更津市の入札参加制限を受けていない者。

- ② 受託者を決定する日までに、木更津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者。
- ③ 相互に資本関係又は人的関係のある者が、本業務に同時に参加していないこと。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過した者、又は本プロポーザルの公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにしていない者。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- ⑦ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業者がある場合に限る）、法人税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。

(2) 共同企業体として参加する場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、共同企業体を構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

- ① 代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。
- ② 代表構成員及び構成員は、4(1)①から⑥をすべて満たすこと。
- ③ 代表構成員及び構成員を変更することはできない。
- ④ 参加意向申出書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）を参加意向申出書の提出時に添付すること。

5 実施スケジュール

項目	日程
(1) 実施要領等の公表	令和7年5月9日（金）
(2) 質問の受付期限	令和7年5月16日（金）午後5時
(3) 質問の回答期限	令和7年5月21日（水）
(4) 参加意向申出書の提出期限	令和7年5月28日（水）午後5時
(5) 企画提案書等の提出期限	令和7年6月9日（月）午後5時
(6) 見積書提出期限	
(7) 選定委員会 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年6月17日（火）
(8) 審査結果通知	令和7年6月下旬を予定
(9) 契約締結予定	

※実施スケジュールについては、変更することがある。

6 参加意向申出書

(1) 提出書類

- ① 単体企業：参加意向申出書（第1-1号様式）1部
- ② 共同企業体：参加意向申出書（第1-2号様式）及び共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）各1部

(2) 提出期限

令和7年5月28日（水）午後5時まで

※各日午前8時30分～午後5時（但し、土・日・祝日は除く。）

(3) 提出方法

持参・郵便のいずれか。

※郵便の場合は、令和7年5月28日までの消印があるものとし、事前に事務局担当者に電話にて連絡すること。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問は、開封確認を付した電子メールにより、質問書（第2号様式）を、以下に示す事務局宛に提出すること。また、電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月16日（金）午後5時まで（必着）。

なお、受付期限以降に提出されたものは受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年5月21日（水）までに市ホームページ上で公開する。

8 企画提案等の方法

(1) 提出期間

令和7年6月3日（火）～令和7年6月9日（月）

※各日午前8時30分～午後5時（但し、土・日は除く。）

※提出期間内に提出がない場合は失格とし、期限後の受付は一切しない。

(2) 提出方法

事務局へ持参又は郵送とする。

※郵送の場合は、令和7年6月9日（月）までの消印があるものとし、事前に事務局担当者に電話にて連絡すること。

(3) 提出書類

- ① 提案書 紙媒体 7部提出（1部は代表者印押印のこと）

- ② 見積書 1部提出（様式は任意とする）

※成功報酬割合及びその積算根拠等がわかるように記載すること。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額による契約を確約するものではない。

- ③ 電子データ（プレゼンテーションに使用する場合のみ）

Microsoft Office Power Point 365 のソフトで対応できるもの。

なお、提出データは提案書類に沿ったものであれば、プレゼンテーション用に加工したもので構わない。

(4) 提案書等の作成について

① 次の項目について記載すること。

- ・ 会社概要（パンフレット可）※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。
- ・ 本業務に関する考え方
- ・ 業務実施体制
- ・ 業務実施スケジュール
- ・ 支援内容
- ・ 営業対象企業の選定方法
- ・ 営業方法
- ・ 事業実績
- ・ その他追加提案

② 提案書は、A 4 版とし、様式は任意とする。添付書類がある場合は、提案書の最後につけること。

③ 提案書は、添付書類も含めページ番号を付し、簡易製本した物とすること。

④ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、専門用語を使用する際は、注釈をつけること。

⑤ 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑥ 見積書は任意様式により作成する。作成した見積書は封入・封印の上、1 部提出すること。

(6) 提出上の留意事項

① 提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は認めない。

② 提出された提案書等は返却しない。なお、提出書類は事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。また、無断で外部への開示は一切行わない。

③ 提出書類の内容について、本市から問い合わせを行う場合がある。

9 書類の提出先（事務局）

参加意向申出書及び提案書等の提出先

〒292-8501

木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎 企画部シティプロモーション課

電 話 0438-36-6165

E-mail promo@city.kisarazu.lg.jp

10 プレゼンテーションの実施

「選定委員会」において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 開催日 令和7年6月17日（火）

（開始時間、会場は、参加事業者あてに後日電子メールにより通知）

- (2) 内容 1 事業者 20 分程度

(15 分以内：プレゼンテーション、5 分：質疑応答)

- (3) 出席者

- ① 単体企業：各事業者 3 人以内とし、そのうち 1 人は、受託した場合の窓口となる担当者とする。
- ② 共同企業体：共同企業体を 1 社とみなし、出席者は実施体制に関する業務責任者、若しくは担当者を含めて 3 人以内とする。また、出席者の中には代表構成員の担当者を含めること。

- (4) その他

プレゼンテーションに必要なパソコン、スクリーン、プロジェクターの機器類は、本市で用意するものとする（パソコンには、Microsoft Office Power Point 365 をインストール済）。

11 受託候補者の選定

- (1) 審査委員会

「選定委員会」の審査によって決める。

- (2) 審査基準

別表「審査基準」の通り

- (3) 方法

提出書類の書面提案評価とプレゼンテーションの提案評価により総合的に選考し、受託候補者を選定する。なお、提案者が 5 事業者を超える場合は、書類審査により 5 事業者に絞り、プレゼンテーション審査を行うものとする。（その場合は、あらかじめ全提案者へ事務局より、連絡する）

選定の結果、評価点が合計点の 6 割を超えた者のうち、上位の者から複数者を受託候補者として選定するものとする。

12 審査結果通知

審査結果については、令和 7 年 6 月下旬までに参加者全員に書面で通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては、一切応じない。

13 受託候補者選定後の委託契約手続き

- (1) 企画提案書の内容について、市と受託候補者との協議により仕様を調整し、業務内容を決定後、木更津市財務規則（昭和 62 年規則第 1 号）に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から再度、見積書（企画提案書等の提出時の見積書と別に）を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約書を取り交わすものとする。
- (2) 上記により受託候補者との協議等が整わなかった場合は、契約しない。

14 失格要件

申出書又は企画提案書等が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限が守られなかったとき。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他、本要領の内容に違反する場合。

15 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出期限までに参加意向申出書の提出がなかった場合は、提案書を提出することができない。
- (3) 提出された参加意向申出書及び提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (4) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。また、提出期限までに提案書の提出がない場合又は提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は、失格とみなす。
- (5) 本プロポーザルにより決定した事業者は、本業務の主たる部分を再委託してはならない。
- (6) 本業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、本市に帰属するものとする。

附則

この要領は、令和7年5月9日から施行する。

別表 審査基準

評 価 基 準	配点
企業版ふるさと納税制度について深く理解し、本業務の趣旨や目的を十分に理解しているか	20
寄附の獲得に向けて、これまでに事業者が培ってきたネットワークを活用し効果的かつ具体的な方法が示されているか。	30
類似事業の業務実績及び新たな寄附が見込める提案がされているか。	20
本業務を遂行するための適切な体制が整っているか。	20
提案内容に対して適切な見積金額(委託料率)となっているか	10